

# 令和8年度

# 主な就農支援制度（国）

細かい要件や他の支援制度は、市町や関係機関へお問い合わせください

## 交付金

## 就農準備資金

就農に向けた研修への専念を支援  
**165万円/年（最長2年間）**

### 【主な要件】

- ・就農予定時49歳以下の研修生
- ・独立・自営就農または雇用就農、または親元就農し、5年以内に経営継承か独立自営
- ・県が認める研修機関で研修 **※ JA研修や農大など**
- ・世帯所得（親子、配偶者の範囲）が600万円以下

### ●返還になる主な原因●

- ・研修修了後、1年以内に就農しない
- ・交付期間の1.5倍（最低2年間）就農を継続しない
- ・必要な報告をしない

## 交付金

## 経営開始資金

経営が不安定な就農直後を支援  
**165万円/年（最長3年間）**

### 【主な要件】

★R7から親と同じ品目も可（自ら農地や資金を調達するなど要件有）

- ・就農時49歳以下の「**認定新規就農者**」
- ・独立・自営就農（**※農家子弟は新技術の導入など経営リスクを負うこと**）で、経営開始3年以内
- ・世帯所得（親子、配偶者の範囲）が600万円以下

### ●返還になる主な原因●

- ・交付期間と同期間、同程度の営農を継続しない
- ・必要な報告をしない



## 補助金

## 新規就農の初期投資を支援

農家子弟の経営リスク不要  
 世帯所得の制限なし

## 経営発展支援事業

## 新規就農 チャレンジ事業

### 主な要件

### 通常枠

### 地域計画早期実現支援枠

### 対象

機械（軽トラ・ダンプ除く）、施設、家畜など（整備内容ごとに50万円以上）

施設等の修繕・移設・撤去など  
 経営移譲費用（専門家派遣など）

機械（軽トラ・ダンプ除く）、施設、家畜など（整備内容ごとに50万円以上）

機械（軽トラ・ダンプ除く）、施設、家畜など（整備内容ごとに50万円以上）

### 補助率

3/4以内

1/2以内

3/4以内

3/10以内

### 補助金額 （国+県）

上限750万円  
 （経営開始資金受給者は375万円）

上限900万円  
 （経営開始資金との併用不可）

上限1500万円  
 （法人は最大3000万円）  
 （経営開始資金と併用不可）

### 年齢

49歳以下

49歳以下

64歳以下

### 経営開始

令和6～8年度に経営開始

令和5年度以降に経営開始

認定新規就農者の認定期間（最大5年間）

### 認定要件

認定新規就農者

認定新規就農者、または、認定農業者

認定新規就農者

### その他

- ・補助残は金融機関から融資を受ける
- ・市町の目標地図に位置付
- ・親の経営に従事してから、5年以内に経営開始する

- ・機械施設取得の補助残は金融機関から融資を受ける
- ・地域計画に位置付られる（詳細要件あり）
- ・親の経営に従事してから経営開始までの期間は不問
- ・規模拡大が必須
- ・事業実施3年後までに認定農業者になる

- ・融資は任意
- ・経営開始資金受給後は可（同時は不可）
- ・経営発展支援事業後でも目標達成していれば可
- ・地域計画の目標集積率の要件を満たす（詳細要件があるので市町に確認）